

# 中之条町

令和6年6月時点

類 分	事業名 (対象者・内容)
子 育 て 支 援	<b>出産・子育て応援事業</b> 対象者：町に住所のあるすべての妊婦・子育て世帯 内 容：安心して出産・子育てができるよう妊娠期から継続した相談支援と出産応援ギフト・子育て応援ギフトにより経済的支援を行う。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	<b>産前・産後ヘルパー派遣</b> 対象者：町に住所のある妊娠中から産後6か月未満の妊産婦で体調不良等により家事・育児を行うことに支障があり、日中援助者がいない支援を必要とする家庭 内 容：ヘルパーを派遣し、家事・育児の支援を行う。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	<b>ブックスタート事業</b> 対象者： 内 容：赤ちゃんと保護者が、絵本を介して心ふれあうひと時をもてるよう、乳児訪問の際、絵本をプレゼントする。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	<b>各種予防接種補助事業</b> 対象者： 内 容：次の予防接種費用を補助する。 ①おたふくかぜ（1歳～就学前の幼児、1回限り全額） ②インフルエンザ（妊婦及び6か月～高校3年生相当の人、全額） ③大人の風しん（妊娠を希望する夫婦、妊婦と同居する家族、1回全額） ※ただし、抗体検査（自費）の結果が陰性の人に限り。 ④子宮頸がん（平成9年度～平成17年度生まれの女子で定期接種の対象年齢を過ぎて接種した人、全額） 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	<b>不妊治療助成事業</b> 対象者：一般不妊治療、特定不妊治療および不育治療費 内 容：医師が認めた治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、助成を行う。 問合せ：《保健環境課（保健センター） 健康係》 TEL：0279-75-8833
	<b>子ども医療費の無料化</b> 対象者：出生から18歳年度末までの子ども 内 容：保険対象の医療費について無料化を実施。（群馬県内の市町村で一律実施） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	<b>出産祝金</b> 対象者：出産時前から中之条町に6ヶ月以上居住している新生児の父母。第2子以上は、出産時に1子以上を養育している父母 内 容：子どもの誕生を祝福し、児童の健全な育成を図るため出産祝金を支給する。 ・第1子 10万円 ・第2子 25万円 ・第3子 30万円 ・第4子 50万円 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<b>保育料の無償化</b>
	対象者：町立幼稚園・保育所に通園・通所する幼児 内 容：国の制度対象外の部分について無償化（保育所の副食費も無償化） 問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850
	<b>乳児おむつ等購入費助成</b>
	対象者：満2歳未満（※）の乳児を養育する保護者 内 容：上記（※）の乳幼児が使用のおむつ等の購入にかかった費用を助成する。 ・助成額：費用の80%（月額上限3,000円） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	<b>子育て相談事業</b>
	対象者： 内 容：町に経験豊富な相談員を配置し、こどもに関する全般的な相談に応じる。（平日9時～16時） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	<b>入学祝品</b>
	対象者：小中学校に入学する児童・生徒 内 容：お祝いの意味を込めるとともに、図書に親しんでもらうため、図書カードをプレゼントする。 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
	<b>入学準備応援品</b>
	対象者：小・中・高校へ進学する児童・生徒のいる世帯 内 容：世帯の経済的負担軽減を目的に、12月に商品券を配付する。 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825
<b>保育所・幼稚園運営管理</b>	
対象者： 内 容：公立の幼稚園3施設・保育所3施設を運営し、児童福祉の充実を図る。 保育所での一時預かり事業や、幼稚園での延長預かりを実施し、子育て世帯の支援を行う。また、地域子育て支援センター事業や園庭開放等を行い、子育て不安の軽減を図る。 問合せ：《こども未来課 学校教育係》 TEL：0279-75-8850	
<b>放課後児童対策事業</b>	
対象者：○放課後子ども教室 中之条小学校1～3年生、○放課後児童クラブ 町内小学校1～6年生 内 容：○放課後子ども教室 放課後等に小学校の空き教室を利用し、児童の居場所作りを行う。 ○放課後児童クラブ 学童保育所にて、勤務の都合で昼間保護者のいない児童を対象に、放課後児童の居場所を提供する。（中之条地区2か所；民営 六合地区1か所；公営） ・利用料助成 ①利用者世帯②ひとり親世帯③多子世帯（同時入所2人目以降）それぞれ1人月額2,000円を上限に助成 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825	
<b>親子の交流の場運営</b>	
対象者： 内 容：町内2施設にて親子の交流の場、世代間の交流の場を無料提供。 ・対象施設 世代間交流館「ゆびきり」・子育てひろば「はっぴ〜」 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825	
<b>子育て支援サークル等活動支援</b>	
対象者：町内の子どもを持つ親で作る自主運営サークル、子育て支援団体 内 容：サークル運営や、親子が交流できる企画やイベント等活動の支援を行う。 ・補助額 サークル 児童1人2千円 支援団体 運営費の1/2（上限7万円） 問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825	

類 分	事業名 (対象者・内容)
子育て支援	<p><b>奨学金の貸与</b></p> <p>対象者：中之条町に住所を有する方の子で、高校、高専、大学、短期大学、専修学校等に修学する方。            内 容：経済的理由により修学困難な方に対して奨学金を貸付け、教育の機会均等を図る。            問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<p><b>給食費の無料化</b></p> <p>対象者：・町立幼稚園・小学校・中学校に通園・通学する園児・児童・生徒            ・町内在住で特別支援学校幼稚部、小・中学部に通学する児童・生徒            内 容：給食費の無償化            (特別支援学校に通学する児童生徒の場合、保護者に給食費相当分を補助金として交付)            問合せ：《こども未来課 総務係》 TEL：0279-75-8824</p>
	<p><b>産後ケア</b></p> <p>対象者：産後～4ヶ月までの母子(相談により12か月まで利用可能)            内 容：助産師による授乳指導、育児相談等を指定医療機関や自宅でサポートする。            問合せ：《保健環境課(保健センター) 健康係》 TEL：0279-75-8833</p>
住宅支援	<p><b>住宅リフォーム補助金</b></p> <p>対象者：住宅の改修等を行う者            内 容：経費の一部を予算の範囲内において補助する。            ・対象工事：工事金額が20万円以上、住宅の修繕・改築・増築等            ・補助金額：【町内業者】工事費の1/10、補助金額の最高額は30万円            【町外業者】工事費の1/40、補助金額の最高額は10万円            問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-75-8848</p>
	<p><b>勤労者住宅建設資金利子補給</b></p> <p>対象者：町内に自己のために住宅を建築又は新築の住宅を購入する勤労者            内 容：住宅建設を促進し、福祉の向上と人口の定着を図ることを目的として、勤労者の住宅建設資金に対して利子補給する。            ・面積要件：総床面積280平方メートル以下の専用住宅            ・利子補給金：建築または購入資金を融資機関から借り入れた場合、最高12万円を予算の範囲以内で交付。            問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-75-8848</p>
	<p><b>住宅取得費補助金</b></p> <p>対象者：町内に住宅を取得する者            内 容：予算の範囲内において補助する。            ・対象工事：住宅の新築、購入            ・基本補助金額：【新築(町内業者)】費用の1/20、上限100万円            【新築(町外業者)】費用の1/40、上限50万円            【中古】費用の1/40、上限25万円            ・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円            [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円            ・要件：5年以上定住すること等            問合せ：《地域共創課 企画・デジタル戦略係》 TEL：0279-75-8837</p>
	<p><b>空き家対策補助金【空き家解体補助金】</b></p> <p>対象者：該当建築物の所有者            内 容：おおむね5年以上無人かつ使用されていない空家で、不良住宅と判定された空家、または特定空家等に認定された建築物の取り壊しに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。            ・対象工事：空家住宅の解体工事            ・補助金額：【町内業者】費用の1/2、上限70万円            【町外業者】費用の1/4、上限35万円            ・要件：工事着手前に申請すること            問合せ：《防災安全課 危機管理係》 TEL：0279-26-7089</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
住宅 支 援	<p><b>空き家対策補助金【空き家リフォーム補助金】</b></p> <p>対象者： 該当建築物の所有者</p> <p>内 容： おおむね1年以上空家の建築物を、居住するための改修工事に係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事：空家の改修工事</li> <li>・基本補助金額：[町内業者]費用の1/2、上限100万円 [町外業者]費用の1/4、上限50万円</li> <li>・加算補助金額：[子育て世帯]中学生以下1人あたり10万円、最大40万円 [若年層世帯]夫婦の合計年齢が80歳未満、10万円</li> <li>・要件：10年以上定住すること。工事着手前に申請すること等</li> </ul> <p>問合せ：《防災安全課 危機管理係》 TEL：0279-26-7089</p>
	<p><b>空家家財道具等片付け補助金</b></p> <p>対象者： 該当建築物の所有者又は購入者等</p> <p>内 容： 空家の片付けに係る費用に対し、予算の範囲内において補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象：空家の片付けに係る処分運搬費用</li> <li>・基本補助金額：費用の1/2、上限10万円（補助対象経費1万円以上）</li> <li>・要件：3年以上空家状態であること。2回目は交付後10年経過していること。着工前に申請すること等</li> </ul> <p>問合せ：《防災安全課 危機管理係》 TEL：0279-26-7089</p>
	<p><b>町営住宅の紹介</b></p> <p>対象者： 町での居住を考えている方</p> <p>内 容： 町営住宅の空き状況を公開。（入居要件あり）</p> <p>問合せ：《建設課 都市計画・住宅係》 TEL：0279-75-8828</p>
	<p><b>結婚新生活支援補助金</b></p> <p>対象者： 結婚を機に町内で新たに生活を始める新婚夫婦</p> <p>主な要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の夫婦の所得額が500万円未満であること（奨学金を返済中の人は返済額を控除）</li> <li>・他の公的な補助を受けていないこと</li> <li>・婚姻日における年齢が、夫婦共に39歳以下であること</li> </ul> <p>内 容： 若年層のカップルに結婚を促すため、アパートの家賃、敷金等の手数料、住居取得費、リフォーム費、引っ越し費用等を助成する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助額：上限30万円（夫婦共に29歳以下の場合は上限60万円）</li> </ul> <p>問合せ：《住民福祉課 少子化・子育て対策係》 TEL：0279-75-8825</p>
就 業 支 援	<p><b>チャレンジショップ出店支援事業</b></p> <p>対象者： 空き店舗を商業施設等として利用する新規出店希望者</p> <p>内 容： 商店街のにぎわい創出のため、対象者に次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金額：【改修費補助】改修費用の1/2、上限30万円（初年度1回限り） ※町内業者への発注に限る。 【家賃補助】家賃の1/2、上限5万円（町民は最長3年間、町民以外は最長1年間）※店舗兼住宅の場合、店舗分に限る。</li> </ul> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-75-8848</p>
	<p><b>地方就職支援金</b></p> <p>対象者： 東京都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに在学し、当該大学を卒業する見込みの者で、群馬県内に所在する企業に就職が内定し、中之条町内に移住する意思を有している者</p> <p>内 容： 卒業年度の採用面接にかかる交通費として一人1回を限度として支援金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金額：就職活動の実施場所が群馬県内の場合、一律6,000円を支給する。ただし、就職活動の実施場所が群馬県よりも東京圏に近い場合や就業先企業が交通費の一部を支給している場合は、定額支給によらず要綱に基づいて算出した額を支給する。</li> </ul> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-26-7727</p>

類 分	事業名 (対象者・内容)
就農支援	<p><b>起業支援事業補助金</b></p> <p>対象者：町内で起業する事業者</p> <p>内 容：産業の振興・活性化を図るため、対象者に次の支援を行う。          ・補助金額：【事業所開設支援事業】事業所等開設に要する経費の1/2、上限100万円          ※町内業者への発注に限る。          【雇用促進事業】事業実施に必要な直接人件費の1/2、限度額5万円/月、事業開始日から12か月以内、申請者及び役員を除く          ・要件：上記補助事業を組み合わせる場合、補助金額の合計の上限は100万円とする。          ただし、申請者が町民以外の場合は上限50万円とする。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-75-8848</p>
	<p><b>新規就農者育成総合対策「就農準備資金」「経営開始資金」(町単独交付金)</b></p> <p>対象者：経営開始時の年齢が54歳以下の町内在住の認定新規就農者</p> <p>内 容：国の標記対策「就農準備資金」「経営開始資金」の対象年齢を5歳引き上げて年間最大120万円を交付。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0279-75-8844</p>
	<p><b>新規就農者経営スタート支援事業</b></p> <p>対象者：経営開始から1年以内の町内在住の認定新規就農者(申請時年齢50歳以下)</p> <p>内 容：経営開始時に必要な補助事業で対応できない経費について、町の定額補助金(上限30万円)を支給。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0279-75-8844</p>
	<p><b>担い手後継新規就農奨励事業</b></p> <p>対象者：認定農業者及び人・農地プラン等で位置づけられた担い手が後継と認める町内在住の新規就農者(就農時年齢50歳以下で就農後1年以上5年以下の者)</p> <p>内 容：認定農業者等の担い手の後継の奨励・育成の観点から奨励金30万円を支給。</p> <p>問合せ：《農林課 農業振興係》 TEL：0279-75-8844</p>
	その他
<p><b>移住体験住宅</b></p> <p>対象者：移住希望者</p> <p>内 容：中之条町の気候・風土を感じていただくための古民家を改修した施設になります。また、移住・定住コーディネーターとの移住相談や現地案内もあり、移住希望者を手厚くサポート。使用希望者は事前に下記の電話番号へお問い合わせください。</p> <p>問合せ：《中之条町移住・定住相談窓口》 TEL：[休日対応可能]電話：090-2764-4510(9時～16時)メール：ijyu@nakanojo-machi.jp</p>	
<p><b>空き家バンク</b></p> <p>対象者：町内の空き家物件を売りたい(借りたい)方あるいは売りたい(貸したい)方。</p> <p>内 容：町内への移住や定住を促進するため、空き家所有者からの相談・申請に基づき、空き家調査を行い、町内の空き家物件を空き家バンクに登録し、ホームページ等で空き家情報を提供する。</p> <p>問合せ：《防災安全課 危機管理係》 TEL：0279-26-7089</p>	

類 分	事業名 (対象者・内容)
その他	<p><b>事業継続補助金</b></p> <p>対象者：町内で3年以上継続して事業を営んでいる小規模事業者</p> <p>内 容：事業継続の支援として、店舗改修や事業継続に必要な備品購入に対して、その経費を一部補助。  ・補助金額：事業継続のために発注する店舗・事務所の改修、備品購入の費用で、消費税を除いた事業費を対象。  ※町内業者への発注に限る。  ・補 助 率：20万円以上の事業費を対象として、補助率は1/2（千円未満は切り捨て）限度額を30万円とする。</p> <p>問合せ：《観光商工課 商工係》 TEL：0279-75-8848</p>
	<p><b>タクシー運賃等助成事業</b></p> <p>対象者：町内に住所を有する者で、下記に該当するもの。  (1) 65歳以上で自動車運転免許のない者  (2) 自動車運転免許証を返納した者  (3) 身体障害者手帳の種別が1種（JR旅客運賃割引制度）の者及び視覚障害又は下肢障害の者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者</p> <p>内 容：(1)、(2)の対象者は、500円券60枚を1冊と500円券20枚を1冊まで福祉タクシー助成券を購入できる。(3)の対象者は、500円券60枚を2冊まで無料で交付。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL：0279-75-8818</p>
	<p><b>買い物支援バス</b></p> <p>対象者：高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。</p> <p>内 容：町内の商店への送迎バス。祝日・休日・年末年始以外の水～金に地区別に運行している。費用は無料。</p> <p>問合せ：《住民福祉課 福祉係》 TEL：0279-75-8818</p>
	<p><b>買い物支援バス(六合支所)</b></p> <p>対象者：高齢者・障害者等で自動車などの運転が出来ない人。</p> <p>内 容：町内等の商店への送迎バス。月4回運行。2地区に分けて運行している。費用は無料。</p> <p>問合せ：《六合振興課 総合窓口係》 TEL：0279-95-3111</p>
	<p><b>医療機関等外出タクシー運行事業</b></p> <p>対象者：町内に住所を有する者で、自動車運転免許証を有しない者のうち、下記に該当するもの。  (1) 65歳以上の者  (2) 身体障害者手帳の種別が1種（JR旅客運賃割引制度）の者及び視覚障害又は下肢障害の者及び療育手帳又は精神保健福祉手帳保持者  (3) 自動車運転免許証を返納した者</p> <p>内 容：町内に在住する者のうち、65歳以上の人や障害のある人で自動車などの運転ができない人が医療機関などに外出するための移動交通手段として、地区ごとにコース、運行日を設定して運行している。  ※ 要利用登録、要利用予約</p> <p>問合せ：《地域共創課 地域政策係》 TEL：0279-75-8802</p>
	<p><b>交通空白地有償運送事業 やまどり (六合支所)</b></p> <p>対象者：六合地区内に住所を有する者で、下記に該当するもの。  (1) 65歳以上の者  (2) 身体障害者手帳等の交付を受けている方や40歳～64歳までの介護保険の要介護認定等や生活保護受給者等々で、登録料を納めた方</p> <p>内 容：利用区域：六合地区内及び長野原草津口駅のみ  利用料金：登録料2,000円（毎年1回利用（A地点からB地点）ごとに400円）  利用時間：月曜日から金曜日（国民の祝日及び年末年始の休日を除く）午前9時から午後4時30分まで  利用方法：利用したい日の前営業日までに予約  その他：やまどり利用者に限り、時間外において福祉タクシー助成券で乗り継ぎができる。</p> <p>問合せ：《六合振興課 総合窓口係》 TEL：0279-95-3111</p>